

○こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金交付要綱

平成15年9月18日制定

改正 平成16年3月15日

改正 平成17年2月25日

改正 平成26年4月1日

改正 平成29年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、こうち人づくり広域連合補助金交付規則第19条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助の対象)

第2条 こうち人づくり広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、こうち人づくり広域連合規約第2条に規定する構成市町村（以下「構成市町村」という。）が、住民の視点に立って、幅広い視野と柔軟な発想を持つ人材や、国際交流などを推進していく人材を育成するため、職員自らが企画立案した国内及び海外での研修（以下「自主企画研修」という。）の経費負担を行う場合、その負担した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助額の範囲等)

第3条 前条に規定する補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）における補助額の範囲はそれぞれ次のとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

補助事業	研修の種類	補助額の範囲
自主企画研修	国内研修	事業を実施する構成市町村の旅費条例に基づく支給額。 ただし、1人あたり100,000円を上限とする。
	海外研修	事業を実施する構成市町村の旅費条例に基づく支給額。 ただし、対象者は1名とし、300,000円を上限とする。

2 自主企画研修のうち国内研修をグループで実施する場合において、一市町村の職員で構成するグループについては、1グループ2名までを補助の対象とする。また、グループの構成にあたっては、複数市町村が連携して企画できるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする構成市町村の長は自主企画研修事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 自主企画研修事業計画書(様式第2号)
- (2) 自主企画研修事業収支予算書(様式第3号)

(3) 自主企画研修企画書（様式第4号）

（補助金の交付決定）

第5条 広域連合長は、前条の規定による交付申請があったときは、こうち人づくり広域連合自主企画研修審査会の意見を聴いたうえで、これを適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、自主企画研修事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により構成市町村の長に通知する。

（変更等）

第6条 構成市町村の長は、補助事業の内容を変更し、又は廃止するときは、速やかに報告し、別に指定する日までに、自主企画研修事業（内容変更・廃止）承認申請書（様式第6号）を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

(1) 補助金交付申請額の10%または3万円以下の減額

(2) 事業計画書及び収支予算書の細部の変更

2 広域連合長が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、構成市町村の長に、自主企画研修事業（内容変更・廃止）承認申請書の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定の変更等及び通知）

第7条 広域連合長は、前条の規定による自主企画研修事業（内容変更・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付決定を変更し、自主企画研修事業補助金交付変更決定通知書により構成市町村の長に通知する。ただし、内容変更後の補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金交付決定額（本条の規定による補助金の交付決定の変更をした場合は、その変更した額）と同額である場合は、通知を省略することができる。

2 前項において、廃止が適当と認めたときは、自主企画研修事業補助金補助事業廃止承認通知書（様式第7号）により構成市町村の長に通知する。

（実績報告）

第8条 構成市町村の長は、補助事業が完了したときは、速やかに自主企画研修事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。この場合において、当該補助金の交付申請のあった年度の終了する日を越えてはならない。

(1) 自主企画研修事業実績書（様式第9号）

(2) 自主企画研修事業収支決算書（様式第10号）

(3) 自主企画研修報告書（様式第11号）

（補助金の額の確定）

第9条 広域連合長は前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、自主企画研修事業補助金額確定通知書（様式第12号）により当該構成市町村の長に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金交付決定額（第7条第1項の規定により補助金の交付決定の変更をした場合は、その変更した額）と同額である場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金は事業完了後、精算払いとし、補助金の額の確定後、交付する。

(補助金の概算払)

第11条 広域連合長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

2 構成市長村の長は、概算払を受けようとするときは、自主企画研修事業補助金概算払請求書(様式第13号)により、広域連合長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 広域連合長は、構成市町村の長に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日
第 号

こうち人づくり広域連合長 様

市町村長名

印

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業補助金交付申請書

こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 自主企画研修事業計画書 (様式第 2 号)
- (2) 自主企画研修事業収支予算書 (様式第 3 号)
- (3) 自主企画研修企画書 (様式第 4 号)

(様式第2号)

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業計画書

市町村名

1. 研修内容

(単位：千円)

研修の種類	研修先 (所在地)	研修予定期間	研修者名	所要額	補助金申請額
合 計					

※ 「研修の種類」については次により記載すること。

自主企画研修（国内研修）・・・・・・・・・・国内研修

自主企画研修（海外研修）・・・・・・・・・・海外研修

※ 「所要額」には、各市町村が負担する金額を記入すること。

※ 自主企画研修事業（内容変更）承認申請に添付する場合は、変更前を上段に（ ）書きのこと。

(様式第3号)

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業収支予算書

市町村名

1. 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
広域連合補助金		
一般財源		
合 計		

2. 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
合 計		

※ 自主企画研修事業（内容変更）承認申請に添付する場合は、変更前を上段に（ ）書き
のこと。

(様式第 4 号)

自主企画研修企画書

市町村名

(☐ 国内研修・☐ 海外研修) (☐ 個人・☐ グループ)

	所属課名	職名	ふりがな 氏名
研修希望 職員			
研修テー マ			
研修目的			
研修に期 待する効 果			

(様式第5号)

こうち人づくり広域連合指令 人広第 号

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業補助金交付決定通知書

市 町 村 長 様

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業補助金については、こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金交付
要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

交付決定額	金 千円
-------	------

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

(様式第 6 号)

第 号
令和 年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

市町村長名

印

年 度 こ う ち 人 づ く り 広 域 連 合
自主企画研修事業（内容変更・廃止）承認申請書

このことについて、下記のとおり自主企画研修事業を（内容変更・廃止）いたしたく、関係書類を添えて申請します。

1.（内容変更・廃止）理由

2. 添付書類（廃止の場合は添付不要）

- （1）自主企画研修事業計画書（様式第 2 号）
- （2）自主企画研修事業収支予算書（様式第 3 号）
- （3）自主企画研修企画書（様式第 4 号）

(様式第7号)

こうち人づくり広域連合指令 人広第 号

年 度 こ う ち 人 づ く り 広 域 連 合
自 主 企 画 研 修 事 業 補 助 金 補 助 事 業 廃 止 承 認 通 知 書

市 町 村 長 様

年 月 日 付 け 第 号 で 廃 止 申 請 の あ り ま し た 年 度 こ う ち 人 づ く り 広 域
連 合 自 主 企 画 研 修 事 業 補 助 金 に つ い て は 、 こ う ち 人 づ く り 広 域 連 合 自 主 企 画 研 修 事 業 補 助 金
交 付 要 綱 第 7 条 の 規 定 に よ り 審 査 を 行 い 、 廃 止 す る こ と を 承 認 し ま し た の で 通 知 し ま す 。

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

(様式第8号)

第 号
令和 年 月 日

こうち人づくり広域連合長 様

市町村長名

印

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業実績報告書

このことについて、研修事業を完了したので、下記の関係書類を添えて報告します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 自主企画研修事業実績書 (様式第9号)
- (2) 自主企画研修事業収支決算書 (様式第10号)
- (3) 自主企画研修報告書 (様式第11号)

(様式第9号)

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業実績書

市町村名

1. 研修内容

(単位：円)

研修の種類	研修先 (所在地)	研修期間	研修者名	実績額	補助金額
合 計					

※「研修の種類」については次により記入すること。

自主企画研修（国内研修）・・・・・・・・・・国内研修

自主企画研修（海外研修）・・・・・・・・・・海外研修

※「実績額」には、各市町村が負担した金額を記入すること。

2. 添付書類

自主企画研修実績額の確認できる書類（支出命令書の写し等）

(様式第10号)

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業収支決算書

市町村名

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
広域連合補助金		
一般財源		
合 計		

2. 支出の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	備 考
合 計		

(様式第11号)

自主企画研修報告書

(研修職員) 市 町 村 名

所属・職名

氏 名



年度自主企画研修について、下記のとおり報告します。

記

(☐ 国内研修・☐ 海外研修) (☐ 個人・☐ グループ)

研修テーマ						
研修経路 (訪問国) 訪問都市 訪問施設						
研修旅費	千円 (千円× 人)		研修期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (日間)		
旅費計算 内 訳	年月日	区間	使用交通 機関	宿泊 日数	金額(円)	備考
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
研修報告	※別添書類として、研修内容や研修成果の行政への活かし方等を記載した研修報告書(様式自由)を提出すること。					

(様式第 12 号)

こうち人づくり広域連合指令 人広第 号

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業補助金交付額確定通知書

市 町 村 長 様

年 月 日付け 第 号をもって実績報告がありました 年度こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金については、こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付額を確定しましたので、通知します。

記

交付確定額	金 円
-------	-----

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

(様式第13号)

令和 年 月 日
第 号

こうち人づくり広域連合長 様

市町村長名

印

年度こうち人づくり広域連合
自主企画研修事業補助金概算払請求書

こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金の概算交付を受けたいので、こうち人づくり広域連合自主企画研修事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

1. 概算請求額

補助金交付決定金額	金	円
既交付額	金	円
今回請求額	金	円

2. 概算払を必要とする理由